



株式会社ダブルスタンダード  
Double Standard Inc.

# 株式会社ダブルスタンダード定款

## 第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ダブルスタンダードと称し、英文では、Double Standard Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットによる広告、マーケティング業務及び販売促進に関するコンサルティング
2. インターネットを利用した各種情報提供サービス並びにこれに関するソフトウェアの企画、開発及び販売
3. 経営及びマーケティングに関するコンサルティング業務
4. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

1. 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 18 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、必要に応じて議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、6 名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。

(選任の方法)

第 20 条 当会社の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員により選任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、前任取締役又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

4 補欠により選任した監査等委員である取締役の任期は、その前任の監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第 22 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

2 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 取締役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 取締役が取締役会の決議事項について提案した場合、当該決議事項の議決に加わることができる取締役全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 取締役会は、会社法 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役会に委任することができる。

(取締役会議事録)

第 26 条 取締役会の議事録は、取締役会における議案、議事の経過の要領及びその結果、反対した者とその反対理由等、法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

2 株主は、その権利を行使するために必要があるときには、裁判所の許可を得て、次の請求を行うことができる。

(1) 前項の議事録が書面で作成された場合には、当該書面の閲覧又は謄写の請求。

(2) 前項の議事録が電磁的記録で作成された場合には、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める法令によって表示した文書の閲覧又は謄写。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による

(代表取締役及び役付取締役)

第 28 条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選任する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(取締役の責任免除)

第 29 条 取締役がその任務を怠ったときは、当会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。この責任は総株主の同意がなければ全部免除することはできない。

2 当会社は、会社法 426 条第 1 項の規定に従い、前項における取締役（取締役であった者を含む。）の責任について、法令が規定する最低責任限度額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

3 当会社は、会社法 427 条第 1 項の規定に従い、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を定めることができる。

(監査等委員会の招集)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮す

ることができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 34 条 監査等委員会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員はこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

3 前2項のほか、基準日を定めて、剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

平成 24 年 6 月 6 日制定 (スマッシュ・マーケティング株式会社)

平成 25 年 4 月 1 日改定

平成 26 年 1 月 27 日改定

平成 26 年 6 月 27 日改定

平成 26 年 10 月 1 日改定

平成 27 年 3 月 31 日改定

平成 27 年 8 月 31 日改定

令和 3 年 6 月 29 日改定

令和 3 年 10 月 1 日改定

令和 4 年 6 月 29 日改定